

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏面）注意事項2中「組合員証」の右に「(電子資格確認(京都市老人医療費支給条例施行規則第1条各号に掲げる法律に規定する電子資格確認をいう。))による場合には、個人番号カード)」を加え、同注意事項8中「京都府の区域外」を「この証は、京都府の区域外」に改め、「, 老人医療費の」を削り、「支給を受ける」を「使用する」に改め、同注意事項8を同注意事項9とし、同注意事項7の次に次のように加える。

8 所得の状況により老人医療費の支給を受けることができない場合があります。

第2号様式（裏面）注意事項2中「組合員証」の右に「(電子資格確認(京都市老人医療費支給条例施行規則第1条各号に掲げる法律に規定する電子資格確認をいう。))による場合には、個人番号カード)」を加え、同注意事項8を同注意事項9とし、同注意事項7の次に次のように加える。

8 所得の状況により老人医療費の支給を受けることができない場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)